鹿児島県公報

平成30年1月12日(金)第3381号



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告示

- ○私立学校の廃止の認可 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- ○地域森林計画の決定 (森林経営課取扱い)2○地域森林計画の変更(5件) (森林経営課取扱い)2
- 〇保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い)3
- ○保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い)3
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い)3
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定(2件) (障害福祉課取扱い)4
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の更新 (2 件) (障害短处課取扱い) (
- 医療機関の指定の更新(2件) (障害福祉課取扱い)4 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
- ○障害者の自由生活及び性会生活を総合助に支援するための法律に基づく相定自立支援医療機関の変更事項の届出(2件)(障害福祉課取扱い) 5
- ○道路の区域の変更(2件)
- ○道路の供用の開始(2件)
- ○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧
- ○軽油引取税の特約業者の指定の取消し
 - 告
- ○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告(3件)
- ○開発行為に関する工事の完了公告
- ○落札者等の公告

(商工政策課取扱い) 7

(道路維持課取扱い) 5

(道路維持課取扱い) 5

(都市計画課取扱い) 6

(鹿児島地域振興局取扱い) 6

- (建築課取扱い) 8
- (総務福利課取扱い) 9

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- ○海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の数
 - (選挙管理委員会取扱い) 9

監 査 委 員 公 表

○監査結果の報告に係る措置の公表 (2件)

(監査委員事務局取扱い) 9

告示

鹿児島県告示第16号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項の規定により、私立学校の廃止を次のとおり認可した。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| | | ルロノロロバノト | / · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | <u>Д</u> |
|--------|-----------------|----------|---|----------|
| 名称 | 位置 | 設置者 | 認可年月日 | 廃止期日 |
| 伊集院幼稚園 | 日置市伊集院町下谷口1520番 | 学校法人 | 平成29年 | 平成29年 |
| | 地 | 伊集院敬 | 12月28日 | 12月31日 |

愛学園

鹿児島県告示第17号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により大隅地域森林計画をたてたので、 当該地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

大隅森林計画区 (鹿屋市,垂水市,曽於市,志布志市,曽於郡及び肝属郡一円)

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第18号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により南薩地域森林計画(平成29年1月13日鹿児島県告示第16号をもって公表)を変更したので、当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

南薩森林計画区(鹿児島市, 枕崎市, 指宿市, 日置市, いちき串木野市, 南さつま市, 南九州市及び鹿児島郡一円)

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課,鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課及び南薩地域振 興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第19号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により北薩地域森林計画(平成29年1月13日鹿児島県告示第17号をもって公表)を変更したので、当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

北薩森林計画区(阿久根市、出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡及び出水郡一円)

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課、北薩地域振興局農林水産部林務水産課及び姶良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第20号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により姶良地域森林計画(平成29年1月13日鹿児島県告示第18号をもって公表)を変更したので、当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

姶良森林計画区(霧島市,姶良市及び姶良郡一円)

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び姶良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第21号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により熊毛地域森林計画(平成29年1

月13日鹿児島県告示第19号をもって公表)を変更したので、当該変更後の地域森林計画を次の とおり縦覧に供する。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

熊毛森林計画区(西之表市及び熊毛郡一円)

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課並びに熊毛支庁農林水産部林務水産課及び屋久島事務所農 林普及課

鹿児島県告示第22号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により奄美大島地域森林計画(平成29 年1月13日鹿児島県告示第14号をもって公表)を変更したので、当該変更後の地域森林計画を 次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

奄美大島森林計画区(奄美市及び大島郡一円)

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び大島支庁農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第23号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定 を解除する予定である。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所 霧島市霧島田口字橋口182番12
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 用排水路用地とするため

鹿児島県告示第24号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林 の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所 霧島市霧島田口字橋口182番9 (国有林)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 用排水路用地とするため

鹿児島県告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| 病院又に | 辞退年月 | 自立支援医療 | |
|---------------|----------------|--------|--------|
| 名 称 所在地 | | | の種類 |
| 城西こもれび心療クリニック | 鹿児島市城西3-10-1湯田 | 平成29年 | 精神通院医療 |
| | B L D G 202 | 11月30日 | |
| りんどう心のクリニック | 垂水市南松原町58 | 平成29年 | 精神通院医療 |
| | | 9月30日 | |

鹿児島県告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年1月12日

| 鹿児 | 息具 | 知事 | = | 反康 | 111 |
|---------|-----|----|---|--------|--------|
| 7EK 7 L | 四 不 | | | /X 128 | ויום ו |

| 薬 | 局 | 指定年月 | 自立支援医療 |
|------------|--------------|-------|--------|
| 名 称 | 所 在 地 | 日 | の種類 |
| イルカ調剤薬局国分店 | 霧島市国分向花112-1 | 平成30年 | 育成医療・更 |
| | | 1月1日 | 生医療 |

鹿児島県告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年1月12日

| 鹿児島県知事 | — III = III |
|--------|-------------|
| 思见自思知鬼 | 三反園訓 |
| | / X 281 0/1 |

| | 薬 | 局 | 指定年月 | 自立支援医療 |
|---------|---|-----------------|-------|--------|
| 名 称 | | 所 在 地 | 日 | の種類 |
| ライム調剤薬局 | | 鹿児島市中山町1917-1 | 平成30年 | 精神通院医療 |
| | | | 1月1日 | |
| 田之上調剤薬局 | | 鹿児島市郡元三丁目14番12号 | 平成30年 | 精神通院医療 |
| | | | 1月1日 | |
| クローバー薬局 | | 鹿児島市下伊敷一丁目24番6 | 平成30年 | 精神通院医療 |
| | | 号 | 1月1日 | |

鹿児島県告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| 薬 | 局 | 更新年月 | 自立支援医療 |
|---------------|-----------------|-------|--------|
| 名称 | 所 在 地 | 日 | の種類 |
| 三愛調剤薬局東谷山店 | 鹿児島市清和四丁目10番45号 | 平成30年 | 精神通院医療 |
| | | 1月1日 | |
| 薬局ジャックのおくすりやさ | 鹿児島市中山町2176番地2 | 平成30年 | 精神通院医療 |
| <i>l l</i> | | 1月1日 | |

鹿児島県告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| 指定訪問看護事業者,指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者 | | 事業所 | | 更新年月 | 自立支援医療 の種類 | |
|--|----------------|--------|---------|-------|---------------|--|
| 名 称 | 主たる事務所 の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | Д | の種類 | |
| 株式会社N・ | 大阪市北区堂 | 訪問看護ステ | 鹿児島市武一 | 平成30年 | 精神通院医療 | |
| フィールド | 島浜一丁目4 | ーションデュ | 丁目28-9ベ | 1月1日 | | |
| | 番4号 | ーン鹿児島 | レーザ武101 | | | |

鹿児島県告示第30号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。 平成30年1月12日

| 鹿児島県知事 | 三反園訓 |
|--------|------|
| | |

| 医療機関の名称及び主た | 事業所の名称及び所 | 変更事項 | 変更 | 内 容 | 自立支援医 |
|-------------|-----------|--------------|---------|---------|-------|
| る事務所の所在地 | 在地 | 发 史争坦 | 変 更 前 | 変更後 | 療の種類 |
| 鹿児島医療生活協同組合 | 生協訪問看護ステー | 事業所の所 | 霧島市国分中 | 霧島市国分中 | 育成医療・ |
| 鹿児島市谷山中央五丁目 | ション・こくぶ | 在地 | 央五丁目13番 | 央三丁目38番 | 更生医療 |
| 12番 3 号 | 霧島市国分中央三丁 | | 77号 | 15号 | |
| | 目38番15号 | | | | |

鹿児島県告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。 平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| | | | 20000 | — » 、 — » · |
|---------------------------|----------------|----------|----------|--------------------|
| 医療機関の名称及び所在地 変更事項 | | 変更 | 内 容 | 自立支援医療 |
| 医療機関の名称及び所在地 | 多 史 争 垻 | 変更前 | 変更後 | の種類 |
| スター調剤薬局坂之上店 | 所在地 | 鹿児島市光山 | 鹿児島市光山 | 精神通院医療 |
| 鹿児島市光山二丁目10番25 | | 二丁目6307- | 二丁目10番25 | |
| 号 | | 12 | 号 | |

鹿児島県告示第32号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年1月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

| | | | THE THE | ı |
|-------------|--------|------------|----------|---|
| PP 1 | 巴 州 男。 | → ¬ | | ı |
| JEG . | 県知事 | 三反 | ויתו צבו | ı |

| 道路 の 種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更 前後 の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|---------------|--------|----------------|----------------|--------------|-----------------|
| 県道 | 小山田谷山線 | 鹿児島市石谷町1110番2地 | 前 | 24.5~38.2 | 33. 3 |
| | | 先から1105番1地先まで | 後 | 18.3~37.2 | 33. 3 |

鹿児島県告示第33号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年1月12日から2週間、鹿児島県土木部

道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

庇旧自旧加市

| 道路 | | | 供用開始 |
|----|--------|--------------------------|-------|
| 0 | 路線名 | 供用開始の区間 | の期日 |
| 種類 | | | V 列 口 |
| 県道 | 小山田谷山線 | 鹿児島市山田町字五ツ塚之本632番1地先から同市 | 平成30年 |
| | | 山田町字中間屋敷586番1地先まで | |

鹿児島県告示第34号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年1月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

| | | | | | 二尺園訓 |
|---------------|-------|-----------------|----------------|--------------|-----------------|
| 道路 の 種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更 前後 の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
| 県道 | 葛輪瀬戸線 | 出水郡長島町諸浦字木ノ根 | 前 | 4.5~32.0 | 2, 512. 4 |
| | | 1161番31地先から同町諸浦 | 前 | 15.6~109.9 | 2,000.0 |
| | | 字基ノ巣908番1地先まで | 後 | 10.5~65.2 | 2,000.0 |

鹿児島県告示第35号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年1月12日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

| 鹿児島県知事 | 三反園訓 |
|--------|------|
|--------|------|

| 道路 | | | 供用開始 |
|----|-------|----------------------------|-------|
| の | 路線名 | 供用開始の区間 | の期日 |
| 種類 | | | ツ 朔 ロ |
| 県道 | 葛輪瀬戸線 | 出水郡長島町諸浦字木ノ根1151番25地先から同町諸 | 平成30年 |
| | | 浦字小浦946番19地先まで | 1月15日 |

鹿児島県告示第36号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により指宿市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 指宿都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・14号庁舎潟山線
- 関係図書の縦覧場所
 鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島地域振興局告示第1号

鹿児島県税条例(昭和38年鹿児島県条例第23号)第88条第3項の規定により、軽油引取税の

特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成30年1月12日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

| 特約業者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 取消年月日 |
|---------|-----------------|-------------|
| 前村 知治 | 指宿市池田3944番地 | 平成29年12月31日 |

公告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年1月12日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年1月12日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグコスモス末吉店 曽於市末吉町二之方字町畑5130番地1 外3筆
- 2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 穂積孝

東京都港区芝浦一丁目2番3号

(2) 変更後 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 田中敬士

東京都港区芝浦一丁目2番3号

- 3 変更年月日
 - 平成27年4月1日
- 4 届出年月日

平成29年12月18日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年1月12日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年1月12日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームセンターきたやま東開店 鹿児島市東開町字東開5番19 外2筆
- 2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 穂積孝

東京都港区芝浦一丁目2番3号

(2) 変更後 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 田中敬

東京都港区芝浦一丁目2番3号

3 変更年月日

平成27年4月1日

4 届出年月日

平成29年12月18日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に より次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年1月12 日から4月間, 鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦 覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べ る理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大 規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年1月12日から4月以内に、鹿 児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグコスモス川辺店 南九州市川辺町田部田字井料前6559番 外15筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 JA三井リース株式会社 代表取締役 髙橋則広 東京都中央区銀座八丁目13番1号
- (2) 変更後 JA三井リース株式会社 代表取締役 古谷周三 東京都中央区銀座八丁目13番1号
- 3 変更年月日

平成29年6月29日

4 届出年月日

平成29年12月18日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関 する工事は, 完了した。

平成30年1月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姶良市東餅田字髙木104番1の一部,104番2,111番1,112番,113番1,113番2,121 番及び104番2地先水路の一部

公共施設の種類,位置及び区域

道路 姶良市東餅田字髙木104番1の一部,104番2の一部,111番1の一部,112番の一部, 113番1の一部、113番2の一部、121番の一部及び104番2地先水路の一部

公園 姶良市東餅田字髙木113番1の一部及び113番2の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿児島市新屋敷町20-22-1 F

株式会社薩摩コーポレーション

代表取締役 石橋浩二

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年1月12日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

1 落札に係る物品等の名称及び数量

校務用パソコンの賃貸借 950台

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係 鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日 平成29年12月19日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 落札金額 100,083,600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日 平成29年11月6日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第1項に規定する海区漁業調整委員会委員の解職の 請求の連署に要する各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりで ある。

なお、平成29年1月6日付け鹿児島県選挙管理委員会告示第1号(海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の数)は、廃止する。

平成30年1月12日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島海区 1,825人 熊毛海区 122人 奄美大島海区 427人

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第1号

平成29年10月6日付け監査第59号の監査結果に基づき、平成29年11月21日付け鹿教総第446号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月12日

 鹿児島県監査委員
 長野信弘

 同
 大薗 豊

 同
 藤崎 剛

同成尾信春

文書注意事項

| 機関名 | 事 項 の 内 容 | 講じた措置の内容 |
|------------|--|--|
| 教職員課 | 諸収入(一般の退職手当等の返納)について、多額の収入未済がある。 | 債務者の状況確認や、督促、催告等により、 収入未済の解消に努めたが、平成28年度中の納 入はなかった。引き続き、債務者の状況確認等 を行い未収債権の回収に努める。 |
| 人権同和教育課 | 地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済額は、収入歩合は改善)しているが、依然として多額となっている。 | 地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済額については、新規発生の未然防止のため、毎月の奨学資金返還納付書送付時に、文書により返還方法等を周知するなど返還意識の高揚に努めるとともに、生活困窮等による納入困難者については、免除制度の周知を図っている。また、未納者に対しては、未納状況を示し返還計画の提出を求める督促状の発送に加え、未納状況を把握するために自宅訪問を行い、個々に応じた細やかな納付指導をするなどして、収入未済額の解消に努めている。 今後も奨学生や家族のプライバシーの保護に細心の注意を払いながら、自宅訪問に重点を置き、面会や電話による督促や分割納入等の指導及び免除制度の周知に取り組み、更なる収入未 |
| 姶良・伊佐教育事務所 | 平成27年度の給与 等を,平成28年度に 支出・返納している ものがある。 | 済額の解消に努めたい。 人事・給与の電算報告については,入力前と 入力後に事務所内の複数の職員で確認を行うよ う,チェック体制の改善を図った。 また,学校における過年度支出及び返納については,管理職研修会,事務職員研修会及び教育事務所の事務指導において,複数の検査補助者による実効性のある自主検査の実施や手当受給者の現況調査の実施等について徹底するよう指導を行った。さらに,各学校事務支援室長と面談を行い,再発防止の注意を促すとともに,各市町教育委員会教育長に対して給与事務の適正な執行について通知した。 |
| 喜界高等学校 | 県立高等学校施設 開放について, 県の 実施要綱に基づく決 裁手続きが行われて いない。 | 提出された書類の受領・許可書発行の事務処理を適正に行うよう改善を図るとともに、施設利用者に、施設開放実施要綱の内容及び手続きの方法等を丁寧に説明し理解していただいた。 |

監査委員公表第2号

平成29年10月6日付け監査第60号の監査結果に基づき,平成29年12月14日付け鹿公委会第2号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので,地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月12日

鹿児島県監査委員長野信弘同大薗 豊同藤﨑 剛同成尾信春

文書注意事項

| 機関名 | 事 項 の 内 容 | 講じた措置の内容 |
|--------|------------------------|-------------------------------|
| 警察本部 | 1 公用車の物品事 故が複数あり、損 | 1 事故当事者に対する再発防止に向けた実技指導を実施した。 |
| | 事が発生している。 2 交通事故が複数 | 2 出発前に安全運転管理者や幹部による指示 |
| | 2 交通事故が複数 | ・指導を徹底している。 |
| | あり,公用車等に | 3 助手席に乗車する職員は,運転者と同様に |
| | 損害が発生してい | 安全確認を行い、運転者へ声かけを徹底し注 |
| | る。 | 意を促している。 |
| | | 4 職員を対象とした安全運転競技大会を開催 |
| | | したほか,採用後間もない警察学校初任科生 |
| | | に対する四輪自動車運転訓練を実施している。 |
| 瀬戸内警察署 | 交通事故が複数あ | 1 朝礼及び各種会議を利用し、事故防止の指 |
| | り、公用車に損害が | 示教養を実施した。 |
| | 発生している。 | 2 車両感覚の充実や運転技術の向上のための |
| | また,事故報告が | 運転訓練を実施するとともに、同乗者の車両 |
| | 遅延しているものが | 誘導技術向上のための訓練を実施した。 |
| | ある。 | 3 出発前に安全運転管理者や幹部による指示 |
| | | ・指導を徹底しているほか、職員相互に安全 |
| | | 運転を促す声かけを実施している。 |
| | | 4 事故報告については、速やかに定められた |
| | | 手続を執るよう担当者への指導を徹底すると |
| | | ともに、担当幹部に対し管理を徹底して行う |
| | | よう指導した。 |